

シニア IT アドバイザーに関する規程を次のように制定する。

令和4年規程第 号  
令和4年 月 日制定  
経営委員会

## シニア IT アドバイザーに関する規程

### (設置)

第1条 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に、シニア IT アドバイザーを置くことができる。

### (職務)

第2条 シニア IT アドバイザーは、理事長の求めに応じて、管理運用法人における情報システムの整備・運用等に関する助言等を行う。

2 シニア IT アドバイザーは、前項の助言等を適切に行うため、理事長の求めに応じて、管理運用法人内の各種委員会及び会議等に参加することができる。

### (委嘱)

第3条 シニア IT アドバイザーは、運用業務に精通し、加えて情報システムに関する技術的な知識及び経験を有する者のうちから、理事長がこれを委嘱する。

2 シニア IT アドバイザーは、非常勤とする。

### (任期)

第4条 シニア IT アドバイザーの任期は、理事長が定める。

2 理事長は、必要と認めるときは、任期期間中においてもシニア IT アドバイザーを解職することができる。

### (手当)

第5条 シニア IT アドバイザーに対し、必要な手当を支給する。

2 手当の額は、一日につき10万円を超えない範囲内において、委嘱する者の知識及び経験等を考慮し、理事長が定める。

### (旅費)

第6条 シニア IT アドバイザーが出張するときは、旅費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、シニア IT アドバイザーの旅費に関しては、管理運用法人の5等級職員に準じて取り扱う。

### (秘密保持義務)

第7条 シニア IT アドバイザーには、管理運用法人の役職員と同様の秘密保持義務を課すものとする。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事長は必要に応じて、本規程の下位規程を定める。

2 この規程の適用に際し、理事長は必要な経過措置等を定めることができる。

### (規程の制定又は改廃)

第9条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

## 附 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。